

第 10 号議

平成 27 年 2 月 22 日

倉橋部町グリーンファーム規約の一部変更について（案）

現 行	変更後
(従事分量配当による支給) 第 29 条 6 従事分量配当は、毎年度の決算において経常利益が従事分量配当の総額より少ない場合は、1 時間当たりの単価を減少し、支給するものとする。 第 30 条 地代は、基本 10 a あたり 2 万円とする。但し、労務出夫不可申請者の提出者は農地管理料として 10 a あたり 8 千円を徴求する。 2 労務出夫不可申請者の不提出者において、確定標準労務時間数が 15%未満の場合は地代 10 a あたり 1 6 千円とし、出夫時間数が 0 時間の場合は、地代の支払いを行わない。	(従事分量配当による支給) 第 29 条 6 従事分量配当は、毎年 2 月に開催される通常総会にて支払単価等全て決定するものとする。 第 30 条 地代は、基本 10 a あたり 18 千円とする。但し、労務出夫不可申請者の提出者は農地管理料として 10 a あたり 8 千円を徴求する。 2 労務出夫不可申請者の不提出者において、1 年間の実労務時間数が、確定標準労務時間数の 5%未満の場合は地代 10 a あたり 10 千円とし、5%以上で 15%未満の場合は地代 10 a あたり 12 千円とする。

附則

この細則は、平成 27 年 月 日から改正実施する。